

経済成長フォーラム・提言  
TPPが拓く日本経済の可能性

目次

要約	1
I. TPPを新たな成長機会の創出に	3
1. 国際的ルールづくりにおいて日本が牽引役を果たす	4
2. サービス産業のグローバル展開を加速する	5
3. インフラ整備への参入機会を拡げる	7
4. 農業を成長産業にする	8
5. 日本がメガFTAのハブになる	10
II. TPPを最大限に活かすために「内なる改革」を!	13
経済成長フォーラム・TPPと経済成長検討会メンバー	15
【資料1】企業経営者緊急アンケート調査報告「TPPの影響と対応」	17
【資料2】経済成長フォーラムとは	25

## 要 約

1. TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、日本経済にとってきわめて重要な意義をもつものである。TPP を最大限活かすことで、日本経済に新たな地平を切り拓くことができる。TPP によってもたらされる成長機会に目を向け、発効を待たずにいち早く国内改革に着手すべきである。
  
2. TPP によって国内にもたらされる新たな可能性として、次の5点が挙げられる。
  - 国際的ルールづくりにおいて日本が牽引役を果たす
    - アジアを主たる舞台とする自由貿易圏で、日本がルールづくりを牽引することを期待したい。そのためにも、他国と組んでのオープンなイノベーション体系をつくり、産官学のイノベーションも国境を超えて連携するクロスボーダー型イノベーション体制へと転換すべきである。
    - 国有企業についてのルールの明確化は TPP の大きな成果である。日本は米国と協調して残された課題に取り組み、将来の再交渉の機会に向けて、国有企業ルールをより明確にする努力を継続すべきである。
  
  - サービス産業のグローバル展開を加速する
    - サービス分野の包括的な自由化がなされたことは、TPP の重要な意義のひとつである。これは、グローバル化によってわが国のサービス産業の生産性を高めるチャンスにほかならない。
    - このチャンスを活かすためにも、国内におけるサービス産業の生産性向上に取り組み、『日本再興戦略』の KPI（サービス産業の労働生産性の伸び率を 2020 年までに 2.0%に）を達成すべきである。
  
  - インフラ整備への参入機会を拓ける
    - WTO の「政府調達協定」に締結している TPP 参加国は、日本・米国・カナダ・シンガポール・ニュージーランドの 5 か国に過ぎない（日本との EPA で別途 4 か国の政府調達が解放されている）。TPP の政府調達解放によって、新たに、マレーシア、ベトナム、ブルネイのインフラ整備に参入する機会が広がる。
    - アジアのインフラ整備では、豊富な民間資金を活用することが課題である。すでに ADB が民間金融機関と組んで PPP 事業への共同助言や協調融資を行っているように、資金面でもわが国官民の積極的な貢献が求められる。

- 農業を成長産業にする
    - 残念ながら TPP 自体は国内の農業改革を促すものとはならないが、TPP による農産物関税の撤廃や検疫の透明性向上等は、農産物輸出に活路を見つける大きな手掛かりとなる。
    - これを機に、コメの生産性向上、農業資材価格の低下、農業の担い手拡大などにより農業を成長産業にすべきである。そのため、減反廃止や農協改革、農業への企業参入に思い切って取組み、農業発展の足かせを取り除くべきである。
  - 日本がメガ F T A のハブになる
    - 日本は、TPP のほかに日 EU ・ EPA、日中韓 FTA、RCEP に参画しており、メガ FTA のハブとして交渉をリードし得る立場にある。政府介入の多い新興国との競争条件の公平性確保は日本企業にとって重要であり、グローバル・バリュー・チェーン展開に有利な条件を作り出すチャンスに直面していると捉えるべきである。
    - TPP は大企業のみならず、中小企業にもメリットが大きく、とくにグローバルニッチ企業の海外進出を容易にするものである。このようなメリットをより広範囲に広げるには、RCEP をレベルの高い経済連携協定にすることがきわめて重要である。TPP をテコに日中韓 FTA を前進させ、RCEP 交渉を牽引すべきである。
    - TPP 参加国の増加は、日中韓 FTA を成立させ、RCEP の自由化レベルを引き上げる効果を持つ可能性がある。韓国や ASEAN 諸国に働きかけて、TPP 加盟国を増やすことも日本の重要な役割である。
3. TPP によって新たな成長機会を手にするには、これを機に国内改革を進めることが不可欠である。TPP 参加国で最もビジネス活動をしやすい国になるよう、規制改革などのビジネス環境の改善や貿易障壁の撤廃を行うことこそ、もっとも重要な国内対策である。
4. わが国の行政には、依然として日本中心の発想が残存しており、それが対日直接投資の阻害要因にもなっている。TPP を契機に、「行政が先頭に立ってグローバル対応を進める」意思をもち、グローバルな企業・人材にフェアなビジネス環境を提供すべきである。

## I. TPPを新たな成長機会の創出に

2016年2月4日、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定の署名がなされた。TPPはこれまでの通商協定に比べて格段に大きな意義をもつものである。

第1に、関税撤廃のみならず、金融・通信・流通などサービス分野の包括的な自由化を含んでいる。第2に、知的財産権保護、投資、政府調達、環境・労働保護など国際ルールが十分に整備されていない分野でのルールづくりが含まれている。国有企業について初めての包括的かつ詳細な規律を設けた点も、きわめて重要である。

12か国がこのような内容をもつ協定で合意に至ったこと自体意義があるが、TPPは開かれた通商協定であるため、今後も参加国が増えることが予想され、広域的なFTAを大きく前進させるものである。

TPPは、他の参加国以上に日本経済にとっては重要な意義をもつ。これまで遅れていたFTA政策を前に進めるだけではない。本提言で述べるように、TPPを最大限活かすことができれば、日本経済に新たな地平を切り拓くことになる。

しかし、そのためには、貿易障壁の撤廃や国内のビジネス環境改善、行政におけるグローバル対応の改善など、国内改革が必須である。現在は、TPPが国内の産業に与えるマイナス面とそれに対する支援策に焦点が当てられているが、TPPによってもたらされる成長機会にこそ目を向けるべきである。

もちろん、TPPがスムーズに発効に至るかどうかは予断を許さない。協定発効のためには、①すべての参加国が署名後2年以内に国内手続きを終えるか、②2年以上たった段階でTPP全体のGDPの85%を占める少なくとも6か国が批准手続きを終えている必要がある。米国がTPP全体のGDPの60%強を占めているため、少なくとも米国の国内手続きが終わらない限りTPPは発効しないことになる。

日本は、米国と協調してTPPの早期発効を促すこととあわせて、発効を待たずにわが国の成長機会を拡大するための「内なる改革」に着手すべきである。本提言では、TPPが日本経済にもたらす新たな可能性を次の5つの角度から指摘することとする。

1. 国際的ルールづくりにおいて日本が牽引役を果たす
2. サービス産業のグローバル展開を加速する
3. インフラ整備への参入機会を拡げる
4. 農業を成長産業にする
5. 日本がメガFTAのハブになる

## 1. 国際的ルールづくりにおいて日本が牽引役を果たす

### ➤ 電子商取引など得意とする分野でのルールづくりをリード

TPP 交渉においては、知的財産保護や投資などさまざま分野での国際ルールづくりに重きが置かれてきた。日本企業はこれらの分野ですでに高いレベルを実現しており、国際ルールづくりがなされることは日本企業には有利にはたらく。

さらに、今後詳細なルールがつくられる過程は、日本が積極的な役割を担うチャンスでもある。これまで、デファクトスタンダード（事実上の標準）においても、デジュールスタンダード（国際標準化機関等により定められた標準）においても、日本は優位に立ち得なかったが、アジアを主たる舞台とする自由貿易圏において、日本がルールづくりを牽引すべきである。とくに、電子商取引やフィンテックなどの分野で、米国と組んで、積極的なルールづくりを行っていくことが求められる。

これを機に、国内閉鎖型のイノベーションでなく、他国と組んでのオープンなイノベーション体系をつくり、対日直接投資を増やしていくことが必要である。産官学のイノベーション体制もこれまでは国内で閉じたものであったが、TPP を契機に、国境を超えて他国の産・官・学とも共同するクロスボーダー型イノベーションへと転換すべきである。

### ➤ 米国と協調して国有企業に関するルールの明確化を

TPP においては、国有企業に対する本格的かつ詳細な規制が導入された。これまでの WTO 協定や投資協定、またこの問題にいち早く取り組んだ米国の FTA でも不十分にしか設定されていなかったものである。これはきわめて意義深い成果だが、残された課題はまだ多い。

今後解決すべき課題は、①協定本体と各国の個別留保部分に設定された膨大な例外措置、②政府の株式保有や影響力行使に対する制限の欠如、③規制や倒産回避など補助金以外での優遇措置への制限の欠如、などである。将来、TPP が再交渉される機会をとらえ、日本は米国と協調して、国有企業についてのルールをより明確にする努力を継続すべきである。これは、将来、中国が TPP に参加する際に重要なルールとなる。

## 2. サービス産業のグローバル展開を加速する

### ➤ TPP で大きく進むサービス産業の自由化

TPP におけるサービス分野の自由化では、内国民待遇や市場アクセス等の義務について、適用分野を列挙する「ポジティブ・リスト方式」ではなく、適用しない分野を附属書に列挙する「ネガティブ・リスト方式」が採用された。これは、GATS<sup>1</sup>のポジティブ・リスト方式に比べ、例外の範囲をより限定するとともに、透明性・法的安定性・予見可能性などの点ではるかに優れている。

また、協定発効後に規制の緩和や撤廃を行なった場合は、変更時点でとられている措置よりも後退させない（自由化の程度を悪化させない）ことを約束するラチェット条項も設けられた。これも規制の予見可能性を高めるものであり、参加国内で長期にビジネスを行う企業にとって大きなプラスとなる。

TPP においては、投資先への技術移転や、原材料の現地調達及要求・強制などを原則禁止することが決められている。これは製造業の海外展開にとってプラスとなるが、サービス産業にとっても海外進出を行いやすくするものである。また、米国、カナダ、オーストラリア等のように連邦制国家で州政府が多くの規制を行っている国において、州政府の規制が TPP に適合しない場合は、国家間に対応策を協議する枠組みも導入された。

### ➤ サービス産業のグローバル化のチャンス

日本のサービス産業の生産性は低くとどまっているが、その原因のひとつは、グローバル化が遅れていることにある。以下の(1)~(4)はサービス産業に関する TPP 協定の代表的なものだが、これらはサービス産業の海外展開を進め、生産性を高めるカギになる。海外進出によって各国の民族性や国民の嗜好を学んだり、ブランド力を強化させたりすることは、インバウンドでのサービス産業の一段の活性化にもつながる。

#### (1) 小売業に対する出資・出店規制の緩和

ベトナムでは小売業の 2 店舗目以降の出店について課されていた審査制度<sup>2</sup>が TPP 発効後 5 年間の猶予を経て廃止され、マレーシアではコンビニへの外資規制が上限 30%（現在は禁止）に緩和され、小売業の諸手続きも緩和される。これによって、スーパーやコンビニなど小売業の海外出店が容易になる。

<sup>1</sup> GAT: General Agreement on Trade in Services 。WTO 協定の一部。サービス貿易の障害となる政府規制を対象とした初めての多国間国際協定。（資料：外務省資料）

<sup>2</sup> Economic Needs Test：出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度。

## (2)電子商取引のルール化

電子商取引の信頼性を確保するために、①利用者の個人情報保護、②詐欺的ビジネスからの消費者の保護、などが規定されている。併せて、電子商取引の利点が阻害されないように、①国境を越える情報移転の自由の確保、②電子的な送信への関税不賦課、③サーバーなどのコンピューター関連設備を自国内に設置するよう要求することの禁止、なども規定されている。これによって、中小企業でも、電子商取引のビジネスを始めやすくなる。

## (3)金融サービス業に対する外資規制の緩和

ベトナムでは、地場銀行への出資比率の上限が15%から20%に引き上げられ、外資の合計出資比率の上限30%にも例外が認められることになる。マレーシアでは、外国銀行現地法人の上限支店数が8支店から16支店に引き上げられ、新規の店舗外ATMの設置制限も原則撤廃（現在は設置不可）される。

## (4)公衆電気通信サービスの再販売についての規律

「再販売」とは、電気通信事業者から回線を借り、付加価値を加えた上で顧客に公衆電気通信サービスを販売する事業形態をいうが、TPP協定では、この再販売を禁止してはならないこと、また再販売について不合理、あるいは差別的な条件や制限を課さないことが規定されている。これによって、例えば仮想移動体通信事業者（MVNO<sup>3</sup>）等として、日本の事業者の海外市場への進出が容易になる。

### ➤ TPPを契機にサービス産業の生産性向上を

このように、TPPはサービス産業に新たな可能性をもたらすものだが、このチャンスを活かすためには、国内におけるサービス産業の生産性向上への取り組みが必須である。

政府の成長戦略である『「日本再興戦略」改訂2015』（2015年6月30日閣議決定）では、「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年0.8%）となることを目指す」と書かれている。このKPIを確実に達成するための政策を行うべきである。

---

<sup>3</sup> Mobile Virtual Network Operator。周波数の割り当てを受けずに、携帯電話などの無線通信インフラを借り受けて事業を行う企業。

### 3. インフラ整備への参入機会を拡げる

#### ➤ 政府調達解放によるインフラ整備への参入拡大

TPP 協定では、政府・地方自治体・政府系機関が発注する公共事業や物品について、一定額以上のものは外資系企業にも解放することを定めている。

日本はすでに WTO の「政府調達協定（GPA<sup>4</sup>）」に加入し、政府が発注する 6 億円超の建設工事等は外資にも解放しているが、TPP 参加国のうち同協定の締結国は、日本・米国・カナダ・シンガポール・ニュージーランドの 5 か国に過ぎない（日本との EPA でメキシコ、ペルー、チリ、オーストラリアの政府調達が解放されている）。TPP で新たに、マレーシア、ベトナム、ブルネイのインフラ整備に参入する機会が広がる。加えて、これまでの GPA や FTA より基準額が引き下げられたり、新たに政府機関が解放されたりすることも大きなプラスである。

#### ➤ 民間資金を活用したインフラ整備をリード

アジアのインフラ需要はきわめて大きく、ADB（アジア開発銀行）試算では年間 8,000 億ドル（約 96 兆円）と推計されている。世界銀行、アジア開発銀行に加えて AIIB も設立されたが、それでもインフラ需要を十分には満たせないだろう。他方、アジアには大きな民間貯蓄と外貨準備があり、海外からの巨額の資金流入もある。これを PPP の枠組みなどを活用して、インフラ投資に結び付けることが課題である。

すでに、ADB は日本のメガバンク 3 行を含む民間金融機関と組んで、アジアの PPP 事業への共同助言や協調融資を行っている。民間金融機関と提携することで、信用力の高い ADB の資金を呼び水にして、その何倍ものお金を集めることが可能になる。参加国内の金融機能の強化も不可欠であり、日本が主導して、各国のインフラ専門の公的金融機関設立や債券市場の育成を支援することが重要である。

日本は、政府開発援助を通してのインフラ建設支援では多くのノウハウを積み重ねてきている。今後は、PPP や PFI など資金調達面でも民間の事業者や金融機関を活用するノウハウを蓄積すべきである。インフラ事業は超長期にわたるため、民間の事業者や金融機関が安心して長期資金を出せるよう権利保護などの法整備が不可欠であり、TPP 協定を契機に各国での法制度整備を促すことも必要である。

AIIB の創設により、アジアのインフラ整備の選択肢は拡大する。AIIB が ADB 等

---

<sup>4</sup> GPA : Agreement on Government Procurement



との連携を行い、さらに民間資金の活用を積極的に行うことは、AIIB におけるガバナンス向上や投資基準の明確化をもたらすものである。TPP によって、環境等に配慮したインフラ整備の基準が明確になったり、民間資金活用の枠組みが広がったりすることは、AIIB をよりよく機能させることにもなるだろう。

#### 4. 農業を成長産業にする

➤ TPP を契機に農業政策の抜本的な変更を

TPP 交渉では、日本は農産物関税に関し、コメ、麦、乳製品、砂糖、牛肉・豚肉という 5 項目について関税を撤廃しないという方針で臨んだ結果、他の締約国と比較して多くの品目（全体の 19%）について関税を維持した<sup>5</sup>。農産物の関税を維持するという方針は達成されたが、その一方で、米国の日本産自動車への関税において、乗用車の関税 2.5%が撤廃されるのが協定発効後 25 年目、トラックの関税 25%の撤廃が 30 年目、と長期間維持されることになった。

さらに、高関税によって消費者に農業保護の重い負担を強いている現状も変更されなかった。このように農業にほとんど影響のない交渉結果となったため、TPP 自体は残念ながら国内の農業改革を促すものとはならない。しかし、TPP がなくとも農業の衰退には歯止めがかからず、さらに人口減少による国内需要の減少がそれに拍車をかけることとなる。

他方、TPP によって他国の農産物関税が撤廃されたり、検疫の透明性が向上したり、農産品の地理表示（GI）保護が進んだりすることは、日本農業にとって輸出に活路を見出す大きな手掛かりとなる。ここで、TPP を契機に農業を成長産業とすることが可能なのであり、ぜひともその道を選ぶべきである。

政府・与党が「農政新時代」<sup>6</sup>を謳うのであれば、これまで農業発展の足かせとなってきた農業政策を、ここで抜本的に変更すべきである。具体的には、コメの減反・高米価政策、農地政策等において、次の(1)～(3)の改革を実現し農産物の輸出を拡大することが不可欠である。

---

<sup>5</sup> 他の TPP 参加国の農林水産物の関税の維持率は、カナダの 5.9%が最も高く、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ブルネイなどで全部の関税が撤廃される。

<sup>6</sup> 政府・TPP 総合対策本部決定「総合的な TPP 関連政策大綱」（2015 年 11 月 25 日）において、『・・・いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。』と述べられている。

### (1) コメの減反廃止と生産性向上による輸出拡大

農業保護の根拠に食料安全保障や多面的機能がある。しかし、コメの減反政策は 100 万 ha の水田を減少させ、食料安全保障に不可欠な農地資源を失わせ、また 4 割の水田を水田として利用しないことで多面的機能を損なわせている。

減反政策は価格面ですべてのコメ農家の所得を保証する政策だが、年間 30 日以下の農作業しかしていない兼業農家のわずかな稲作所得を保証することに正当性はない。減反政策がなくなって米価が下がり、主業農家<sup>7</sup>が困るのであれば、主業農家に限って直接支払いを行えばよい。

これによって、主業農家の地代負担能力が高まれば、主業農家に農地が集積し、規模が拡大する。収量増加を阻んできた減反が廃止される効果を考慮すると、日本の稲作生産コストを 6 割削減することは可能である。

減反廃止と生産性向上による価格競争力の飛躍的な上昇によって、仮に国内生産量を現在の 750 万トンから 1,200 万トン程度まで拡大させ、400 万トン強を輸出するとすれば、コメの輸出金額は 8 千億円程度となる。政府の農林水産物・食品輸出額目標（現在 7 千億円、2020 年に 1 兆円）は容易に達成できるのである。

### (2) 農業資材価格の一層の低下

日本の農産物の価格が高いのは、農業だけに責任があるわけではない。肥料、農薬、飼料、機械、全ての資材価格が、アメリカの約 2 倍である。高い資材価格が高い農産物価格を生み、農業の国際競争力を失わせるとともに、消費者に高い負担を強いている。

特に、農協は、肥料で 8 割、農薬や機械で 6 割のシェアを持つ巨大な事業体であるが、協同組合であるという理由で独占禁止法は適用されていない。規制改革会議が提案<sup>8</sup>したように農協（全農、経済連）を株式会社化するなどの方法により、農業資材供給産業をより競争的にすべきである。これにより農業の生産コストをさらに低減できれば、農産物の輸出を一層加速・拡大できる。

### (3) 農業への企業参入の促進

欧州と異なり、日本では農地のゾーニング（利用規制）が甘いので、簡単に農地を宅地に転用できる。そのため、農地の地価に宅地の地価が反映してしまい、農地の地価は収益還元価格<sup>9</sup>を超える高価格になってしまっている場合が多い。したが

<sup>7</sup> 販売農家（経営耕地面積 30a 以上または農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家）の中の、農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。（資料：農林水産省資料）

<sup>8</sup> 政府・規制改革会議「規制改革に関する第 2 次答申～加速する規制改革～」(2014 年 6 月 13 日) の「農業分野」において、「農業者の利益増進に資するためには、全国農業協同組合連合会（全農）、経済農業協同組合連合会（経済連）が株式会社化して経済界との連携を迅速に行うとともに、・・・」と述べられている。

<sup>9</sup> 対象となる不動産（ここでは農地）が、将来生み出すであろうと予測される純収益の現在価値の総和により求められる対象不動産の価格。

って、農業参入しようとする多くの企業や個人は、農地を購入しようとしても地価が高くなり過ぎて購入意欲をなくしてしまっている。

そこで、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）を改正して、欧州並みの厳しい農地の確固たるゾーニング（利用規制）を行うべきである。その上で、農地法を改正して、一般企業の農地所有を可能にすべきである。それにより、大企業もベンチャー企業も自主的に営農できる。

農地の所有権を持った営農は、長期的な視点での大区画化などの大規模な基盤整備を可能とする。さらに、農地の貸しはがしに遭うという農地リース方式のリスクがなくなるので、営農が安定するという効果がもたらされる。

## 5. 日本がメガFTAのハブになる

### ➤ TPP をテコに日中韓 FTA を進め、RCEP を自由度の高いものに

TPP の累積原産地規則は、アジア太平洋地域に広範に広がる日本企業のグローバル・バリュー・チェーンをカバーするものであり、さらに今後の立地選択やバリュー・チェーンの組み替えを容易にするものである。また、ビジネスパーソン移動の自由化が含まれていることで、駐在員の配置でも自由度が増す。大企業のみならず中小企業にとってのメリットも大きく、グローバルニッチ企業の海外進出を容易にするものである。

このようなメリットをより広範囲に広げるには、RCEP<sup>10</sup>（東アジア地域包括的経済連携）をレベルの高い経済連携協定にすることがきわめて重要である。中国を巻き込んで東アジアにレベルの高い自由経済圏をつくるには、日本が TPP をテコにして日中韓 FTA を大きく前進させ、併せて RCEP 交渉を牽引すべきである。この点で TPP と RCEP の両方に参加する日本の役割は大きい。

TPP と RCEP を合わせれば、APEC<sup>11</sup>（アジア太平洋経済協力）参加国全体の経済連携協定 FTAAP<sup>12</sup>（アジア太平洋自由貿易圏）になるが、FTAAP を自由度の高い協定として実現させるためにも RCEP の前進が重要である。

### ➤ TPP 参加国増加への働きかけ

東アジアにレベルの高い自由貿易圏をつくるには、RCEP 交渉を進めること以外に、

---

<sup>10</sup> RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership

<sup>11</sup> APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

<sup>12</sup> FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific

TPP 参加国を増やす方法がある。すでにフィリピン、韓国、タイ、インドネシア、台湾が TPP 参加に意欲を示しており、参加ドミノが起こる可能性もある。

日中韓 FTA は難航しているが、韓国が TPP に参加すれば中国も TPP 参加に前向きにならざるを得なくなり、事実上、高度な日中韓 FTA が成立する可能性がある。ASEAN からの TPP 参加国が増えることは RCEP 交渉を加速させ、RCEP 交渉の進展は日中韓 FTA を加速させ、日中韓 FTA の進展は RCEP の質的向上を促す、といった具合に、TPP 参加国の増加は相乗効果をもたらす可能性が高い。韓国や ASEAN 諸国に働きかけて、TPP 参加国を増やすことも日本の重要な役割である。

米国議会の動向が注目されているが、これだけ多くの国々が参加表明しているなかで、仮に米国議会で批准がなされないとすれば米国はアジア太平洋地域で地政学的に優位な地位を失いかねない。日本は自国の TPP 法案を成立させ、さらにアジア各国に TPP 参加を働きかけることで、米国に対しても TPP の早期批准を促すことが求められている。

#### ➤ TPP と新シルクロード構想の連携

2016 年は G7 の議長国が日本であり、また G20 の議長国が中国である。中国は新シルクロード構想を掲げて影響力を行使しようとしており、太平洋を中心とする TPP と対峙する状況にあるとされる。しかし、本来、新シルクロード構想と TPP とは対立するものではない。

より広い自由な貿易圏を作り上げるために、日本は両者の間を繋ぐ架け橋となってメガ FTA のなかで主導的な立場となることが期待される。G7 と G20 の議長国である日本と中国の連携が昨今の閉塞感の生じた世界経済の活性化に向けた鍵になると考えられる。

#### ➤ 多くのメガ FTA 交渉のリード役を

WTO が暗礁に乗り上げて以来、メガ FTA が貿易投資交渉の舞台になりつつある。日本は、TPP のほかに日 EU・EPA<sup>13</sup>（経済連携協定）、日中韓 FTA、RCEP という多くのメガ FTA 交渉に参画しており、メガ FTA のハブとして交渉をリードし得る立場にある。政府介入の多い新興国との競争条件の公平性確保は日本企業にとって重要であり、グローバル・バリュー・チェーン展開に有利な条件を作り出すチャンスに直面していると捉えるべきである。

---

<sup>13</sup> EPA : Economic Partnership Agreement

TPPのような包括的協定でなくとも、個別分野で複数国間の協定をつくる「プルリ協定<sup>14</sup>」も進めていくべきである。プルリ協定とは、グローバル化の優先度が高いものについて、合意できる国同士で合意していくという考え方である。ITA<sup>15</sup>（情報技術協定）や、ACTA<sup>16</sup>（偽造品の取引の防止に関する協定）がこれに該当する。

TPPには、労働・環境保護などWTOではカバーされない分野が含まれているが、グローバル化の優先度が高い分野について、日本が主導してEUや中国など有力国に働きかけ、プルリ協定をつくっていくことが望まれる。投資(ISDS<sup>17</sup>を含む)、国有企業、貿易と労働、貿易と環境、貿易円滑化など、プルリ協定が望ましい分野は多い。

多くのFTAの誕生によって協定間で矛盾が生じる「スパゲティ・ボウル現象<sup>18</sup>」が懸念されているが、メガFTAはその弊害をより小さくするものである。さらに、プルリ協定をWTOに持ち込み均霑させれば、世界ルールになる。日本はメガFTAのハブとして、このような世界的ルールづくりにも貢献すべきである。

#### ➤ 国内にメガFTAの本格的な推進体制を

これまで日本ではFTA/EPAは複数の官庁によって担われ、縦割りの弊害が生じがちだった。しかし、TPPは内閣官房に政府対策本部が設置され、担当大臣のリーダーシップのもと一丸となって対応する体制がつけられた。今後、日本がメガFTAのハブになるためには、日本版USTRともよぶべき本部の存在が不可欠である。TPP本部を「メガFTA本部」に格上げし、政府全体で取り組む体制を整えるべきである。

TPPやFTAを国内で強力に進めるにはデータの整備も必要である。現在は、既存FTAが企業にどれだけ活用されているかのデータすら十分に整備されていない。現協定の問題点の把握や、今後のFTAの推進のためにも、政府としてデータの整備と活用を行うべきである。

メガFTAのハブになるためにも、TPPの事務局を積極的に誘致すべきである。現在は常設の事務局を置くかどうか未定であり、置く場合の候補地として数か国が名乗りをあげているに過ぎない。わが国でも沖縄に誘致すべきという声がある。日本は、地理的にはアジア太平洋の中心部に位置し、事務局機能を担うだけの行政能力もある。TPPの司令塔となる事務局誘致を積極的に進めるべきではないか。

---

<sup>14</sup> Pluri-Lateral Agreement：複数国間の協定。

<sup>15</sup> ITA：Information Technology Agreement

<sup>16</sup> ACTA：Anti-Counterfeiting Trade Agreement

<sup>17</sup> ISDS：Investor-State Dispute Settlement

<sup>18</sup> FTAなどの貿易協定が増えてくると様々な内容の貿易ルールが乱立して、自由貿易政策が停滞してしまう現象。コロンビア大学のBhagwati教授が1955年に出版した本で使ったのが始まり。

## II. TPPを最大限に活かすために「内なる改革」を！

### ▶ 魅力的なビジネス環境づくりに本腰を

TPPによって日本が新たな成長機会を手にし、アジアをリードするためには、TPPをテコに国内の改革を進めることが不可欠である。日本のビジネス環境は、東アジアのなかで決して優位に立っているわけではない。『日本再興戦略』では、2020年までに世界銀行が毎年行うビジネス環境ランキング<sup>19</sup>で先進国中3位以内にはいることを目標に掲げていたが、2016年のランキングでは24位、発展途上国も含めた全世界でのランキングでは34位であり、近年順位を落としつつある<sup>20</sup>。

経済成長フォーラムで実施した企業経営者アンケート<sup>21</sup>でも、「日本にとってのTPPのメリット」として最多の回答は「国内の構造改革が促進される（23.0%）」であり、「TPPを日本の成長に活かすために政府が最も優先的に取り組むべき政策分野」として、最多の回答は「規制改革（24.2%）」であった。TPP参加国で最もビジネス活動しやすい国になるよう、規制改革をはじめとしたビジネス環境の改善や貿易障壁の撤廃を行うことこそ、もっとも重要な国内対策である。

### ▶ 行政のグローバル対応を本格的に進めよ

日本企業は、世界の広範な地域で消費地に近いところでの生産を進めており、かつての加工貿易型とは様変わりしている。しかし、行政には、依然として日本中心の発想が残存しており、それが対日直接投資の阻害要因にもなっている。投資における国内・海外の無差別対応は進んでいるが、さらに、海外企業にとっても使い勝手のよい行政となり、グローバルな企業・人材にフェアなビジネス環境を提供すべきである。

人材の受け入れにおいても、EPAによって国際的に評価の高いフィリピン等からの介護人材を受け容れながら難易度の高い日本語での試験によってその多くを本国に帰しているような事態を繰り返すべきではない。介護人材のように、日本で人手不足が深刻でかつスキルが必要な分野では、外国人人材に求められる基準を別途設定して日本における試験を不要にし、日本語そのものは本国でマスターできるように支援すべきである。国家戦略特区の活用で出来る分野から改革を進めればよい。それによって、TPPや今後進むであろうRCEP等を海外人材活用の面でも最大限に生かすことができるようになる。

<sup>19</sup> 資料：The World Bank “Doing Business 2016”（2015年11月4日）

<sup>20</sup> 全世界190か国程度のうち、2013年は24位、14年は27位、15年は29位だった。

<sup>21</sup> 資料：経済成長フォーラム「企業経営者緊急アンケート調査報告 TPPの影響と対応～現下の経済と企業経営～」2016年1月12日

TPP を契機に、「行政が先頭に立ってグローバル対応を進める」ぐらいの転換が必要である。行政官に必要とされる能力・語学力も、メガ FTA の時代を前提に見直す必要がある。グローバル化の観点からの行政改革が不可欠である。

## 経済成長フォーラム・TPPと経済成長検討会メンバー

(氏名 50 音順、敬称略)

座長	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
コアメンバー	高橋 進	(株) 日本総合研究所理事長
	富山 和彦	(株) 経営共創基盤代表取締役CEO
メンバー	浦田 秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	木村 福成	慶應義塾大学経済学部教授
	高田 創	みずほ総合研究所(株) 常務執行役員調査本部長
	山下 一仁	(一財) キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

## ヒアリング講師とテーマ

(氏名 50 音順、敬称略)

石戸 光	千葉大学法政経済学部教授 【サービス産業とTPP】
川瀬 剛志	上智大学法学部教授・経済産業研究所ファカルティフェロー 【TPPにおける国有企業規制の課題と在り方】
北川 浩伸	日本貿易振興機構(ジェトロ) サービス産業部長 【サービス産業の海外展開とTPP】
国松 麻季	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 経済・社会政策部主任研究員【サービス産業とTPP】
菅原 淳一	みずほ総合研究所(株) 政策調査部上席主任研究員 【TPPの概要～日本参加の意義と影響～】
中富 道隆	経済産業研究所コンサルティングフェロー 【TPP合意後の国際通商システムと日本】
濱本 正太郎	京都大学大学院法学研究科教授 【TPPにおけるISDS条項の課題と在り方】
深川 由起子	早稲田大学政治経済学術院教授： 【TPPの日中韓FTAへの影響】



## 【資料1】

# 企業経営者 緊急アンケート調査報告

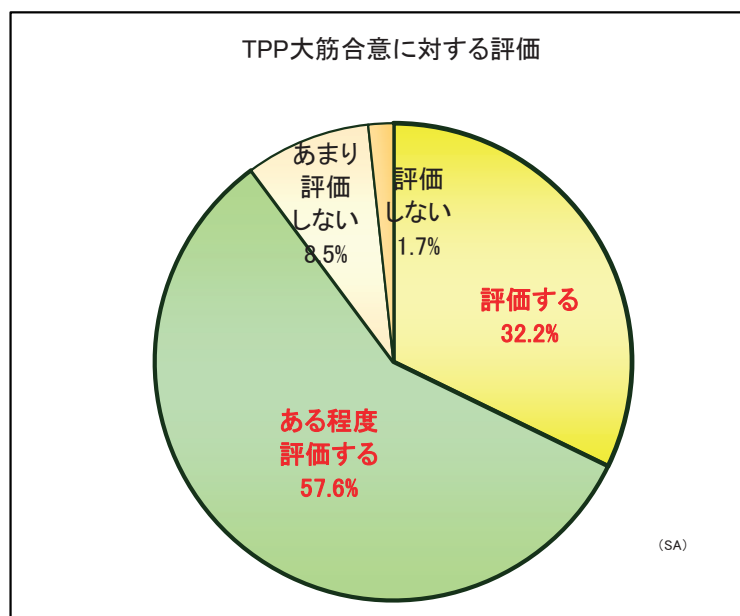
## TPPの影響と対応～現下の経済と企業経営～

2016年1月12日

### 経済成長フォーラム

#### TPPについて①

- ・TPP(環太平洋パートナーシップ)協定の大筋合意(2015年10月5日)を、9割(89.8%)の経営者が、「評価する」あるいは「ある程度評価する」と回答。

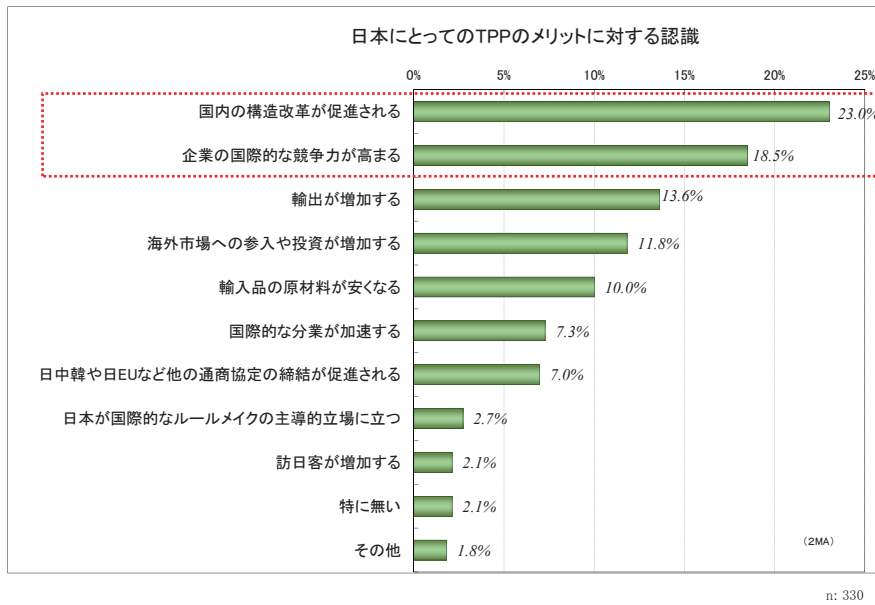


n:177

1

TPPについて②

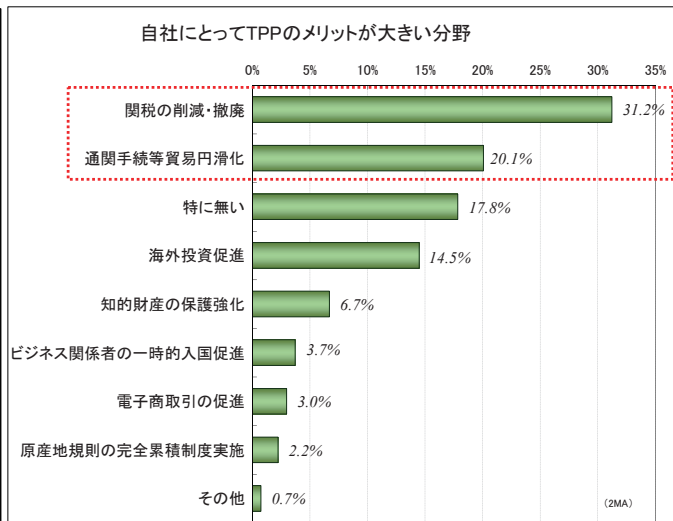
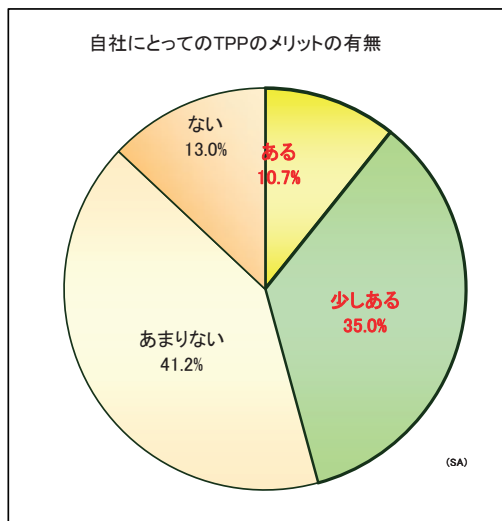
- ・日本にとってのTPPのメリットは、「国内の構造改革が促進される」(23.0%)が最も多く、「企業の国際的な競争力が高まる」も2割近く(18.5%)を占めた。【2つまで選択】



2

TPPについて③

- ・自社にとってTPPはメリットが「ある(「少しある」も含む)」とする回答は、5割(45.7%)。
- ・自社にとってTPPのメリットが大きい分野は、「関税の撤廃・削減」が3割(31.2%)で最も多く、次いで「通関手続き等貿易円滑化」が2割(20.1%)だった。【2つまで選択】



3

【クロス集計】

・自社にとってTPPはメリットが「ある(「少しある」も含む)」とする回答は、製造業、従業員数5,000人以上の大企業、で顕著だった。

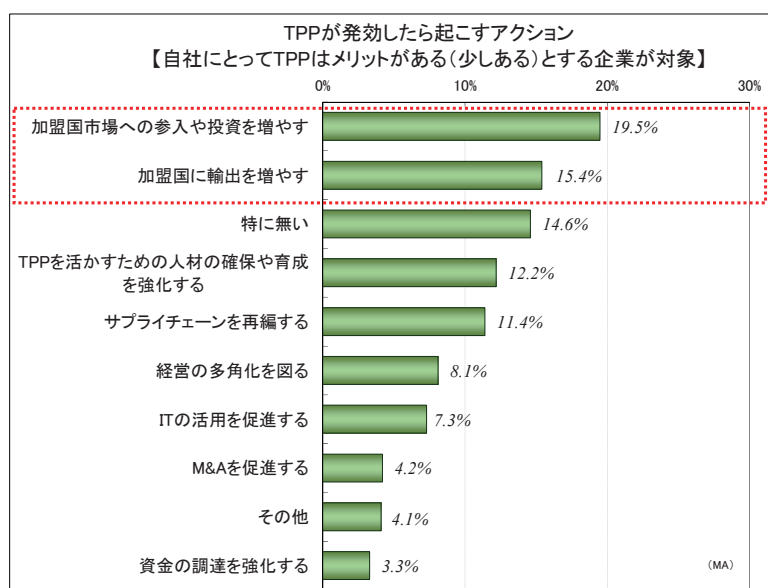
業種別のTPPのメリットの有無					(回答数)
業種	メリット有り	メリット少し有り	メリットあまり無い	メリットは無い	
農林水産業	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	1
建設業	0.0%	44.4%	55.6%	0.0%	9
製造業	14.7%	37.3%	37.3%	10.7%	75
情報通信業	7.7%	38.5%	38.5%	15.4%	13
運輸業	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	4
卸売・小売業	12.1%	33.3%	45.5%	9.1%	33
金融業	0.0%	40.0%	60.0%	0.0%	5
不動産業	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%	5
飲食・宿泊業	0.0%	40.0%	20.0%	40.0%	5
その他のサービス業	9.5%	19.0%	42.9%	28.6%	21
合計	11.1%	35.1%	40.9%	12.9%	

従業員規模別のTPPのメリットの有無					(回答数)
従業員数	メリット有り	メリット少し有り	メリットあまり無い	メリットは無い	
100人未満	23.1%	7.7%	46.2%	23.1%	13
100～299人	5.3%	26.3%	50.0%	18.4%	38
300～999人	7.7%	38.5%	40.0%	13.8%	65
1,000～4,999人	7.5%	37.5%	47.5%	7.5%	40
5,000人以上	28.6%	52.4%	14.3%	4.8%	21
合計	10.7%	35.0%	41.2%	13.0%	

4

・自社にとってTPPはメリットが「ある(「少しある」も含む)」とする企業が、TPP発効後に起こすアクションは、「加盟国市場への参入や投資を増やす」が2割(19.5%)で最も多く、次いで「加盟国に輸出を増やす」が15.4%だった。【当てはまるものすべて選択】



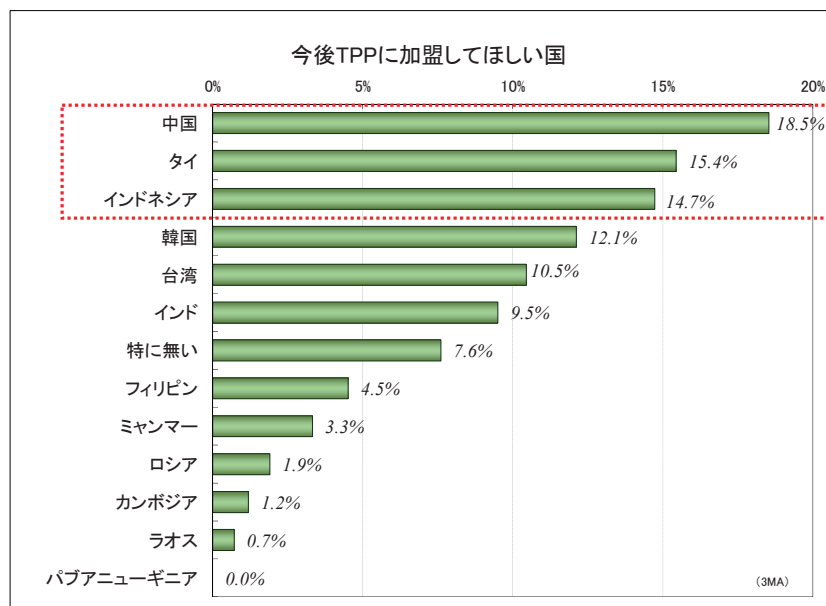
5

【クロス集計】

- ・業種別の、TPP発効後の主なアクションは、製造業では「加盟国に輸出を増やす」が2割(19.2%)、卸売・小売業では「経営の多角化を図る」が13.6%と比較的多かった。【当てはまるものすべて選択】

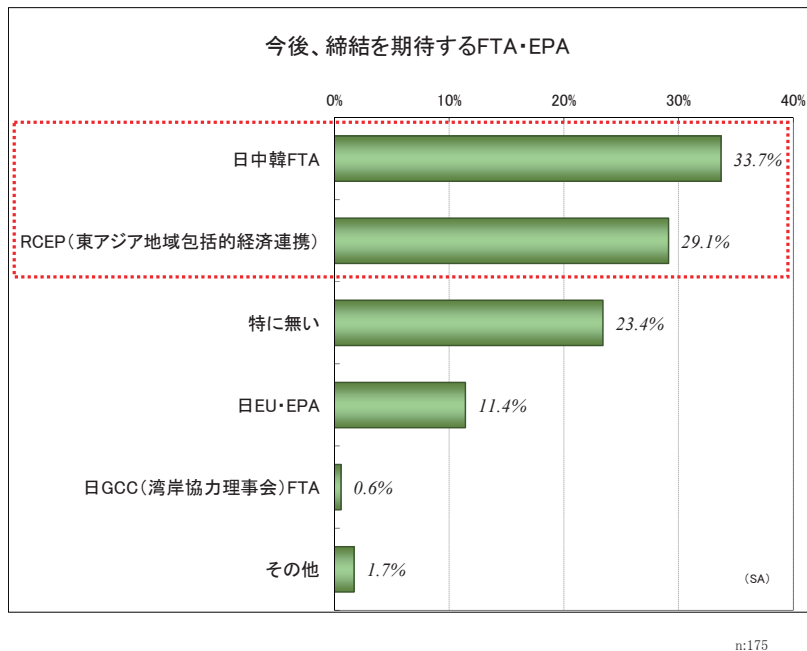
業種	加盟国に輸出を増やす	加盟国市場への参入や投資を増やす	サプライチェーンを再編する	ITの活用を促進する	経営の多角化を図る	TPPを活かすため人材の確保や育成を強化する	(回答数)
農林水産業	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	2
建設業	0.0%	27.3%	0.0%	9.1%	0.0%	18.2%	11
製造業	19.2%	14.4%	8.7%	1.9%	5.8%	9.6%	104
情報通信業	0.0%	5.6%	5.6%	27.8%	5.6%	16.7%	18
運輸業	0.0%	25.0%	0.0%	12.5%	12.5%	25.0%	8
卸売・小売業	11.4%	13.6%	11.4%	4.5%	13.6%	6.8%	44
金融業	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	6
不動産業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	5
飲食・宿泊業	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5
その他のサービス業	3.7%	11.1%	3.7%	3.7%	7.4%	7.4%	27
合計	11.3%	13.9%	7.4%	5.7%	7.8%	9.6%	

- ・今後TPPに加盟してほしい国は、「中国」が最も多く2割弱(18.5%)、タイ(15.4%)やインドネシア(14.7%)とする回答も多かった。【3つまで選択】



TPPについて⑧

・今後、締結を期待するFTA・EPAは、「日中韓FTA」が3割(33.7%)で最も多く、次いで RCEP(東アジア地域包括的経済連携/29.1%)だった。

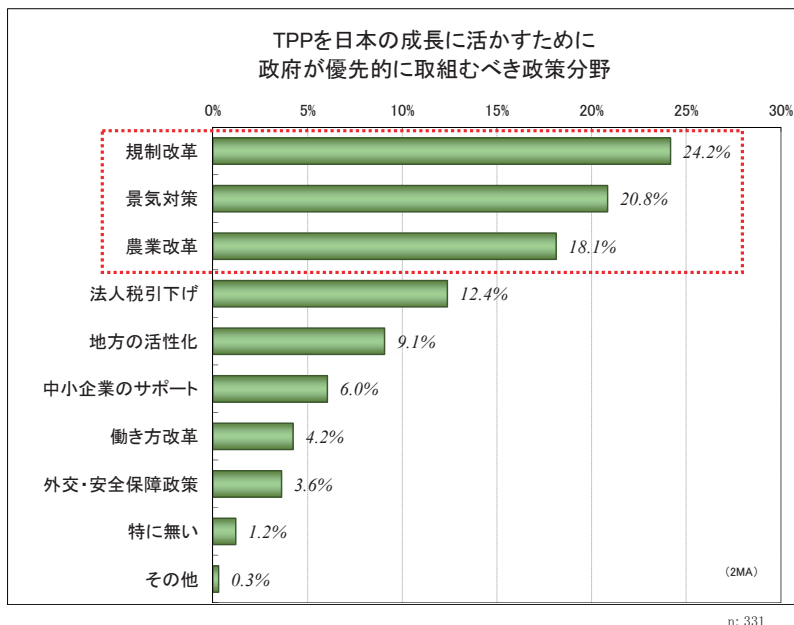


8

© 経済成長フォーラム

TPPについて⑨

・TPPを日本の成長に活かすために、政府が最も優先的に取り組むべき政策分野は、「規制改革」が最も多く(24.2%)、「景気対策」(20.8%)や「農業改革」(18.1%)への回答も多かった。【2つまで選択】



【クロス集計結果】

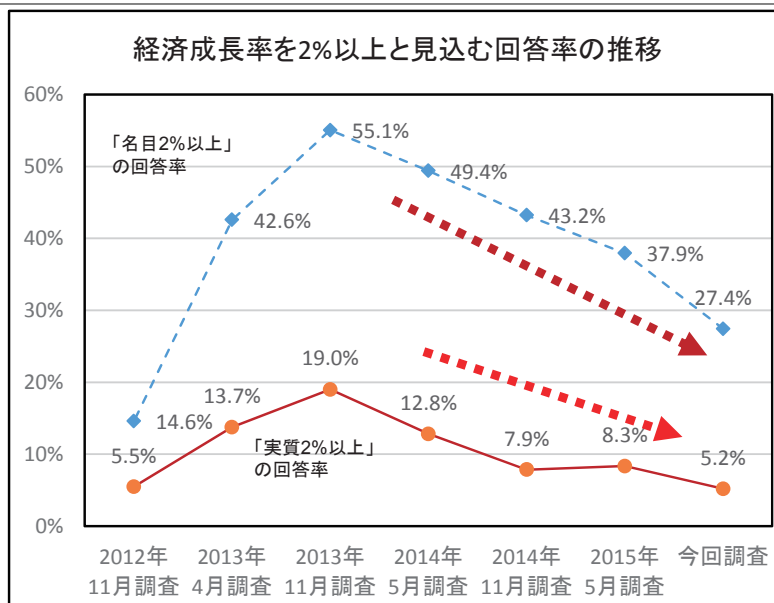
TPPが自社にとって「メリットがある(または「少しある」)」と回答した企業が求める政策分野

- 1位: 規制改革 26.8%
- 2位: 景気対策 20.9%
- 3位: 法人税引下げ 17.6%
- 4位: 農業改革 10.5%
- 5位: 地方の活性化 9.2%

9

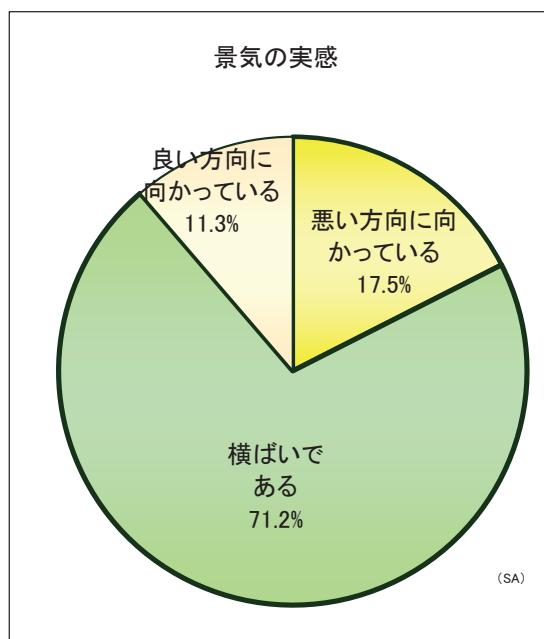
© 経済成長フォーラム

- ・今後5年間の実質経済成長率を「2%以上」と見込む企業は5.2%で、前回調査(2015年5月調査)を3.1ポイント下回った。



名目:n 175  
 実質:n 174  
 ※「2%以上」:「2~3%未満」・「3~4%未満」・「4%以上」を合算

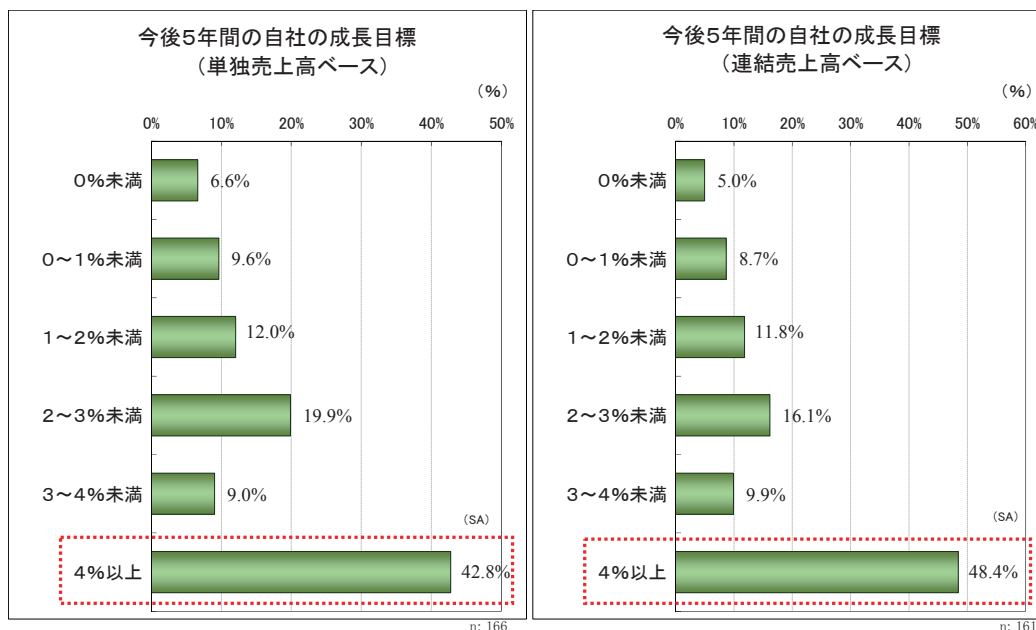
- ・景気の実感については、「横ばいである」が7割(71.2%)を占めており、次いで「悪い方向に向かっている」が2割(17.5%)、「良い方向に向かっている」が1割(11.3%)だった。



n: 177

## 自社の経営について①

- ・自社の今後5年間の年平均成長目標を「4%以上」とする企業が、単独ベース(42.8%)・連結ベース(48.4%)ともに4割超を占め最多だった。

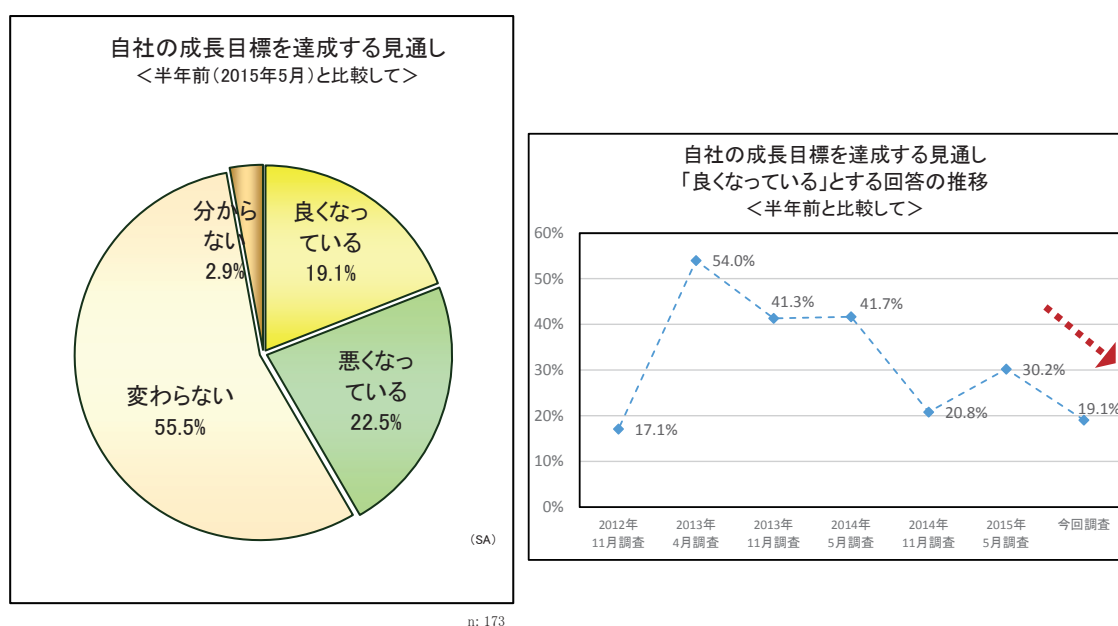


12

© 経済成長フォーラム

## 自社の経営について②

- ・半数(55.5%)の企業は、自社の成長目標の達成見通しが半年前と「変わらない」と回答。「良くなっている」とする企業(19.1%)は、2015年5月調査から1割落ち込み、1年前の調査とほぼ同水準となった。



13

© 経済成長フォーラム

## 調査実施概要

実施時期 2015年11月16日～11月30日

調査対象 上場企業及び日本生産性本部  
会員企業の経営者 (3,875人)

有効回答 183人 (回収率4.7%)

### ※回答企業属性

#### ①業種分布

業種名	n	%	業種名	n	%
農林水産業	1	0.6	金融業	5	2.8
建設業	9	5.1	不動産業	5	2.8
製造業	76	42.9	飲食・宿泊業	5	2.8
情報通信業	13	7.3	その他のサービス業	21	11.9
運輸業	4	2.3	上記以外の業種	5	2.8
卸売・小売業	33	18.6			

#### ②規模(従業員数)分布

従業員規模	n	%	従業員規模	n	%
100人未満	13	7.3	1,000人～4,999人	40	22.5
100～299人	38	21.3	5,000人以上	22	12.4
300人～999人	65	36.5			

※いづれも無回答を除く

### <お問合せ先>

経済成長フォーラム事務局  
公益財団法人 日本生産性本部 公共政策部  
内山  
Tel:03-3409-1137 Fax:03-3409-2810

14

© 経済成長フォーラム



## 【資料2】

# 経済成長フォーラムとは

### <目 的>

経済成長フォーラムは、日本が新たな成長分野を創り出すことを目的として2012年5月25日に発足しました。

グローバル化と高齢化の中で経済成長を実現するための環境整備を、社会モデルとビジネスモデルの双方から探ります。企業の先駆的な取り組みを発掘し、不要な規制など成長の阻害要因を明らかにすることで、川下からの日本の改革を目指します。

### <メンバー>

座 長 : 大田 弘子 政策研究大学院大学教授

コアメンバー: 高橋 進 (株)日本総合研究所理事長

コアメンバー: 富山 和彦 (株)経営共創基盤代表取締役CEO



大田 弘子



高橋 進



富山 和彦

※3名のメンバーを中心として、検討テーマに精通した学識者や企業関係者などにもご参加をいただきながら活動を行っていきます。

<ホームページ> <http://www.economic-growth-forum.jp>

### 経済成長フォーラム事務局

公益財団法人 日本生産性本部 公共政策部内

〒150-8307 東京都渋谷区渋谷3-1-1

電 話: 03-3409-1137

ファックス: 03-3409-2810